

第十二号の十様式(第三条の十二関係)

道府県民税株式等譲渡所得割納入申告書

知事殿		特別 徴収 義務 者	所在地及び名称										
令和			年分	中途		月分							
令和			年		月		日提出						
法人番号													
旧法人番号													
処理 事項						口座番号				加入者名			
支 払 金 額		01		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
税 額		02											
(延 滞 金)		03											
納 入 金 額 合 計		04											
課 税 事 務 所										受 付 印			
(取りまとめ店)													
(取りまとめ局)			(〒)										
上記のとおり株式等譲渡所得割の納入について申告します。			(都道府県保管)										

備考

この申告書の記載の要領は、次によること。

- 1 この申告書は、「源泉徴収選択口座の場合」と「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合」とで別に作成すること。
- 2 「令和()年分」欄には、株式等譲渡所得割が課される株式等譲渡所得金額の生じた年を記載すること。ただし、地方税法施行令第9条の20第1項の規定の適用を受ける又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合には、「中途」を○で囲み、「()月分」欄には、同項各号に掲げる事実又は契約不履行等事由の生じた日の属する月を記載すること。
- 3 「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)を記載すること。
- 4 「旧法人番号」欄には、前回納入申告時の法人番号と今回納入申告時の法人番号が異なる場合に、前回納入申告時の法人番号を記載すること(同一の場合は空欄とすること)。
- 5 「処理事項」欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。
- 6 「支払金額」欄には、株式等譲渡所得割が課される株式等譲渡所得金額を記載すること。
- 7 「税額」欄には、支払金額について特別徴収して納入すべき税額から還付税額を控除して得た金額を記載すること。
- 8 「納入金額合計」欄には、税額と延滞金の合計額を記載すること。
- 9 「課税事務所」及び「(取りまとめ店)」欄には、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。
- 10 「口座番号」、「加入者名」及び「(取りまとめ局)」欄には、郵便局で納入する場合に、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。